

じてんしゃ るーる まも  
自転車の ルールを 守らないと  
かね はら  
お金を 払わないと いけません

ねん がつ にち じてんしゃ こうつう るーる まも  
2026年4月1日から 自転車で交通ルールを 守らないと

かね はんそくきん はら  
お金(反則金)を払わなければなりません。

さいいじょう ひと じてんしゃ るーる  
16歳以上の人からです。自転車の ルールは とても

おお まも  
多いです。ぜんぶ 守ってください！



してはいけないこと(例)

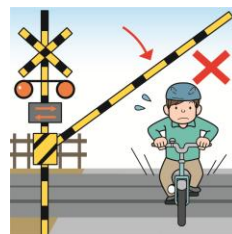
すまーとふぉん み  
スマートフォンを見ながら  
じてんしゃ の  
自転車に乗ること

¥12,000



な ふみきり  
鳴っている踏切を  
わた  
渡ること

¥7,000



あかしんごう まも  
赤信号を守らずに  
すす  
進むこと

¥6,000



どうろ みぎがわ  
道路の右側を  
はし  
走ること

¥6,000



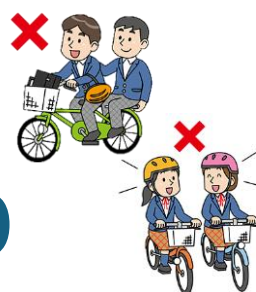
と  
「止まれ」のしるしで  
と  
止まらないこと

¥5,000



ふたりの  
二人乗り・  
なら はし  
並んで走ること

¥3,000





# 自転車<sup>じてんしゃ</sup>のルール<sup>ルール</sup>を<sup>も</sup>守<sup>も</sup>りましょ<sup>う</sup>う！

！ 自転車<sup>じてんしゃ</sup>は 車道<sup>しゃどう</sup>(車<sup>くるま</sup>が通<sup>とお</sup>る道<sup>みち</sup>)の 左側<sup>ひだりがわ</sup>を走<sup>はし</sup>ります

自転車<sup>じてんしゃ</sup>は 車<sup>くるま</sup>です。 車道<sup>しゃどう</sup>の左側<sup>ひだりがわ</sup>を 走<sup>はし</sup>らなければなりません。

ただし 次<sup>つぎ</sup>の場合は 自転車<sup>じてんしゃ</sup>で歩道<sup>ほどう</sup>(人<sup>ひと</sup>が歩<sup>ある</sup>く道<sup>みち</sup>)を 走<sup>はし</sup>ることができます。



ひょうしき  
このしるし(標識)があるとき



さい こ  
13歳<sup>さい</sup>になるまでの子どもや  
さいいじょう ひとからだ ふじゆう  
70歳<sup>さい</sup>以上<sup>こ</sup>の人<sup>ひと</sup>、体<sup>からだ</sup>の不自<sup>ふ</sup>由<sup>じゆう</sup>な  
ひと うんてん  
人<sup>ひと</sup>が運<sup>うん</sup>転<sup>てん</sup>して  
いるとき



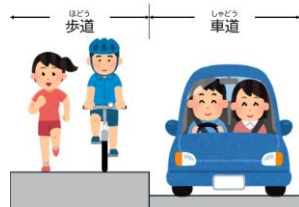
どうろ こうじ  
道路<sup>どうろ</sup>の工<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>をしているときや  
くるま と お  
車<sup>くるま</sup>が停<sup>と</sup>まっいて通<sup>とお</sup>れないとき、  
しゃどう と お  
車道<sup>しゃどう</sup>を通<sup>とお</sup>るのが  
あぶ  
危<sup>あぶ</sup>ないときなど



ちゅうい 注意<sup>ちゅうい</sup>！ ほどう はし ある ひと き  
歩道<sup>ほどう</sup>を走<sup>はし</sup>るときは 歩<sup>ある</sup>いている人<sup>ひと</sup>に 気<sup>き</sup>をつけましょ<sup>う</sup>う！

ほどう ある ひと あんぜん ある とお  
歩道<sup>ほどう</sup>を 歩<sup>ある</sup>いている人<sup>ひと</sup>が 安全<sup>あんぜん</sup>に歩<sup>ある</sup>くために とて<sup>と</sup>もゆっく<sup>く</sup>りと 通<sup>とお</sup>りましょ<sup>う</sup>う。

ある ひと べる な  
歩<sup>ある</sup>いている人<sup>ひと</sup>に ベル<sup>べる</sup>を鳴<sup>な</sup>らしては いけ<sup>い</sup>ません。



！ 「止まれ(STOP)」では 止<sup>と</sup>まりましょ<sup>う</sup>う



ひょうしき  
このしるし(標識)は 「止まれ(STOP)」と 書<sup>か</sup>いてあります。 自転車<sup>じてんしゃ</sup>も 止<sup>と</sup>まらなければ  
なりません。 また このしるしがなくても まえ よこ み  
前<sup>まえ</sup>や横<sup>よこ</sup>が 見<sup>み</sup>えにくいところでは すぐ<sup>と</sup>に止<sup>と</sup>まれる  
すびーど  
スピードで ゆっく<sup>く</sup>り進<sup>すす</sup>みましょ<sup>う</sup>う。

！ ヘルメットを かぶ<sup>へる</sup>りましょ<sup>う</sup>う

じてんしゃ じこ し ひと おお あたま  
自転車<sup>じてんしゃ</sup>の事故<sup>じこ</sup>で 死<sup>し</sup>んだ人<sup>ひと</sup>の多<sup>おお</sup>くは 頭<sup>あたま</sup>にけがをしています。 自転車<sup>じてんしゃ</sup>に乗<sup>の</sup>るときは  
かならず ヘルメットをかぶ<sup>へる</sup>りましょ<sup>う</sup>う。 自転車<sup>じてんしゃ</sup>に こ  
子<sup>こ</sup>どもを乗<sup>の</sup>せるときは 子<sup>こ</sup>どもにも  
ヘルメットを かぶ<sup>へる</sup>せるように しましょ<sup>う</sup>う。



！ お酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>んで 自転車<sup>じてんしゃ</sup>に乗<sup>の</sup>っては いけ<sup>い</sup>ません

さけ の じてんしゃ の おお はんざい  
お酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>んで 自転車<sup>じてんしゃ</sup>に乗<sup>の</sup>ることは とて<sup>と</sup>も大<sup>お</sup>きな 犯<sup>はん</sup>罪<sup>ざい</sup>です。

じてんしゃ の ひと さけ の ひと じてんしゃ か  
自転車<sup>じてんしゃ</sup>に乗<sup>の</sup>る人<sup>ひと</sup>に お酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>ませること、 お酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>んだ人<sup>ひと</sup>に 自転車<sup>じてんしゃ</sup>を貸<sup>か</sup>すこと、

さけ の ひと じてんしゃ の  
お酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>んだ人<sup>ひと</sup>の 自転車<sup>じてんしゃ</sup>に乗<sup>の</sup>ることも してはいけ<sup>い</sup>ません。

